

秩父市農業委員会 令和6年第4回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和6年4月23日(火) 午後2時09分
- (2) 閉会日時 令和6年4月23日(火) 午後4時48分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	新井 範	出席		第1 区域	今井 和美	出席
2番	○吉川 稔	出席			松澤 眞一	出席
3番	青野 孝司	出席		第2 区域	栗原 恒明	出席
4番	黒田 昭雄	出席			関根 正男	出席
5番	長谷川 玲	出席		第3 区域	田口 徳行	出席
6番	◎横田 友	出席			小久保 健司	出席
7番	豊田 恵男	出席		第4 区域	齊藤 稔	出席
8番	黒沢 昌治	出席			富田 典孝	出席
9番	○新田 恭一	出席	●	第5 区域	新井 明弘	出席
10番	芦田 希美	出席	●		新舟 文男	出席
11番	富田 博明	出席			岡田 英幸	出席
12番	井原 愛子	出席			高田 忠一	出席
13番	新井 一雄	出席		第6 区域	木村 誠司	出席
					木村 雄一	出席

◎印 農業委員会長      ○印 会長職務代理者      ●印 議事録署名人

#### 4 議事日程

日程第1 開会・開議

日程第2 議事日程の報告

日程第3 総会成立の報告

日程第4 議事録署名委員の指名

日程第5 諸報告

日程第6 審議議案の報告

日程第7 議案審議

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)

議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について (16件)

議案第18号 農用地利用促進計画の意見について (4件)

議案第19号 農地法第2条第1項に規定する農地に  
該当するか否かの判断について (2件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

#### 5 農業委員会事務局職員

職名	氏名	備考	職名	氏名	備考
事務局長	江田直人		主幹	小川英孝	書記
参与	宮前房男		主任	川上僚太	書記
主事	佐々木一輝		主査	新井正巳	
主事補	高野友陽				

## 6 会議の概要

### 日程第1 開会・開議

**議長（横田 友会長）** ただいまから、秩父市農業委員会 令和6年第4回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

### 日程第2 議事日程の報告

**議長（横田 友会長）** まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

### 日程第3 総会成立の報告

**議長（横田 友会長）** はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

**江田事務局長** 本日の出席は、農業委員は、13名中13名、農地利用最適化推進委員は、14名中14名です。

**議長（横田 友会長）** 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

### 日程第4 議事録署名委員の指名

**議長（横田 友会長）** 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（横田 友会長）** 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。  
9番 新田 恭一 委員 及び 10番 芦田 希美 委員、以上、お二人をお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹 及び 川上主任 を指名いたします。

### 日程第5 諸報告

**議長（横田 友会長）** 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明をいたさせます。

**江田事務局長** 本日付け、報告文書をご覧ください。今回案件が多く8ページとなりますのでご了承ください。

1 農地改良等に係る届出書の受理についてです。

まず番号1ですが、届出年月日や当事者の住所・氏名、土地の所在等はお手元の通知のとおりです。

工事の理由は、土地を平坦にし、ハウス栽培を行いたいとのことです。

改良する面積は●●●㎡で、工事期間が1か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しない事案に該当します。

次に番号2ですが、届出年月日や当事者の住所・氏名、土地の所在等はお手元の通知のとおりです。

工事の理由は、申請地が隣接地より低いため雨水がたまりやすいため、同じ高さに改良したい

とのことです。

改良する面積は●●●㎡で、工事期間が1か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しない事案に該当します。

2 通知書の受理についてです。

まず番号1から16までが 農地法第18条第6項の規定による合意解約に伴う通知書となっております。大変件数が多いのですが、1ページ下段より7ページまでとなっております。

番号1から5までの5件は 耕作者からの申し出により、

番号6は 耕作者変更のため、番号7は 耕作者都合により、番号8は 耕作者変更のため、番号9から16までの8件は 耕作者都合により、合意解約とのこととございます。

合意が成立した日、および土地の引き渡しの時期等はそれぞれ通知書記載のとおりでございます。

最後に 8ページでございます。

3 農地法第5条の規定による許可申請書の取下げ願いについてでございます。

まず番号1ですが、先月3月総会にて審議され、許可相当で県に進達いたしました。建築計画見直しのためとのことで提出されました。

なお、同内容で申請者が変更され、議案書5ページ、議案第17号番号7にて上程されております。

次に番号2でございます。

本件も昨年、●年●月の総会で審議し、許可相当で県に進達いたしました。その後譲渡人が亡くなられたため、提出されました。

相続手続きが完了し、改めて同内容で議案書3ページ、議案第16号番号1にて上程されております。

以上でございます。

## 日程第6 審議議案の報告

**議長（横田 友会長）** 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいただきます。

**江田事務局長**

議案を報告する前に、議案書の訂正を1か所お願いいたします。

1ページの議案第15号番号1ですが、申請者の都合により 削除をお願いします。

それでは、令和6年 第4回 定例総会において ご審議いただきます議案について申し上げます。

議案第15号	農地法第3条の規定による許可申請について	が	2件
議案第16号	農地法第4条の規定による許可申請について	が	2件
議案第17号	農地法第5条の規定による許可申請について	が	16件
議案第18号	農用地利用促進計画の意見について	が	4件
議案第19号	農地法第2条第1項に規定する農地に 該当するか否かの判断について	が	2件

以上でございます。よろしく申し上げます。

日程第7 議案審議

議案第15号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)

**議長(横田 友会長)** 次に、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局(宮前参与)** 私からは、番号2について、説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●字 ●●畑 4筆 ●, ●●●㎡で 秩父鉄道 ●●駅の南西 ●●●m付近に位置し、昭和●●年遺産相続・平成●●年相続、により取得した土地です。

譲受人は、申請地まで車で●分の秩父市●●に居住しています。

農作業経験は●●年ありますが所有権等を有する農地は無く、新規就農を予定しています。

作付計画では、栗が植わっており、そのまま管理する計画です。

小型耕うん機●台と軽トラック●台を所有し、就農は可能であると見受けられます。

現地を確認したところ、●の木がすでに植えてあり、保全管理されておりました。

説明は以上です。

**事務局(新井主査)** 続きまして、番号3について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●字 ●●畑 13筆 ●, ●●●㎡で、●●●●●●の北西、約●, ●●●m付近に位置しており、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請事由は、新規就農です。

譲受人は、●●●●●●・●●●●●●●●●●●●●●●●●の●●でございます。林業に携わるため、●●市から就職した方です。

当申請地は、譲渡人は、秩父市に居住したことは無く、毎週、夫が通って農地の管理を行っていましたが、空き家になるまで住んでい養母が、令和●●年●●月に他界したことや高齢で遠方に居住していることから、家、土地を手放したいと考え、昨年秋、「ちちぶ空家バンク」に登録し、その仲介で、関係者と話し合った結果、農地の譲渡しの話がまとまり、このたび申請に至りました。

保有する農機具等につきましては、譲受人個人として、耕うん機●台、草刈り機●台を所有しております。

譲受人は、所有する農地はございませんが、秩父市に就職後、市民農園●●㎡を利用して野菜等の栽培を行っております。

また、作付け計画では●、●●●●●●●●、●、●などの果樹や●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●などの野菜を栽培する予定です。

なお、現地を確認したところ、●、●●●●●●、●などのほか、畑として耕作している所と、一部、保全管理の状態でした。

説明は以上です。

**議長(横田 友会長)** 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**1番 新井 範委員** 1番 新井です。番号1について意見を申し上げます。

先日、事務局と今井推進委員とで現地を確認しました。

農地パトロールでは保全管理状態と判断したところでした。かなり大きな樹齢の経った●が植えられていて、果たして収量があるかとの話も出ましたが、問題ないと思います。

新規就農とのことで、一生懸命やっただけであればよろしいのではと思います。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

**1区 今井 和美推進委員** 1区推進委員の今井です。

先日新井委員と事務局とで現地を確認しました。

説明のとおり●が植えてあり、草刈りもしてありましたので、保全管理の状態でした。

特に問題はないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**10番 芦田 希美員** 10番 芦田です。番号3について意見を申し上げます。

概要については事務局説明のとおりです。

先日、新井推進委委員、事務局とともに現地を確認しました。

申請地はきれいに管理されており、一部保全管理の状態でした。

広い面積ですが、近所にトラクターを所有している方がおりまして、その方にご協力をいただきながら耕作していくとのことでした。

また、譲受人は●●歳とのことで、お若いですし頑張っていただけなのではと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

**5区 新井 明弘推進委員** 5区推進委員の新井です。

事務局や芦田委員の説明のとおりです。

筆数が多いんですが、近所の方といっしょになって耕作すると聞いていますし、全然耕作されず手が付かない状態になるよりも良いと思いますので、ご審議よろしくお願いいいたします。

**議長 (横田 友会長)** ありがとうございます。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**7番 豊田 恵男委員** 7番 豊田です。

番号3ですが、譲受人の年齢はおいくつですか。

**事務局 (新井主査)** ●●歳とのことです。

**7番 豊田 恵男委員** ご両親は。

**事務局 (新井主査)** 父親が●●歳、母親が●●歳とのことです。

**5区 高田 忠一推進委員** 番号3に譲受人は秩父市の●●●●●●●●とのことですが、何年されているのですか。

**事務局 (新井主査)** ●年経ったところですので、●年目ということになります。

**5区 高田 忠一推進委員** 活動の目的は農業での採用ではなかったと思うのですよ。

となるとその活動と今回譲り受けて耕作する、これをダブルで行うということですか。

**事務局 (新井主査)** そのように聞いております。

林業での採用ですのでその活動と併せて、農業もやりたいとのこととございます。

**5区 高田 忠一推進委員** ●反●畝、その場所もよく知っていて、近くもよく通るのですが、今後林業関係で自立し、なおかつ農業もやっていく、これはけっこう厳しいと思うんですね。

しかしながら、吉田地域の現状を考えると、誰も耕さなければどんどん不耕作地が増えていくわけで、先ほど推進委員さんの言われたとおりだと思いますので、ぜひ頑張っていたきたい、近所の方々の力を借りながら進めていただきたいと思います。

**議長 (横田 友会長)** 他に質疑 または 意見はありませんか。

(「質疑なし」と言う人あり)

**議長 (横田 友会長)** それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案15号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

**議長 (横田 友会長)** 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

議案第16号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)

議長(横田 友会長) 次に、議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(高野主事補) 私からは番号1と2について説明します。

まず番号1について説明いたします。

申請人、申請地、申請内容等は、議案書記載のとおりです。

諸報告8ページの番号2で5条の取下げを行った申請地と同じ場所になります。

申請地は、●●●●● 字 ●● 畑1筆 ●●●㎡で、令和●年に相続で取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●から北東へ約●●●m付近に位置しています。

立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、店舗敷地で追認案件となります。

申請人は、申請地にて飲食店を営んでいます。

申請事由ですが、申請人の父が令和●年●●月に他界し、建物の相続協議を行ったところ、建物の建っている申請地の地目が畑であったことが判明しました。

その後、令和●年●月に申請人の母から申請人への譲渡で農地法第5条の申請を行いました。が、許可前に当時の土地所有者である申請人の母が他界したことから、諸報告のとおり5条の取下げを行いました。

このたび相続登記が完了したことから、引き続き使用したく始末書添付のうえ申請があったものです。

申請において新たな資金は発生せず資金計画はありません。

昭和●●年から現状で使用されているため、隣接する農地への影響はないものと思われま

す。現況を確認しましたところ、店舗として使用されていました。

次に番号2について説明します。

申請人、申請地、申請内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●●●● 字 ●● 畑2筆 計●●●㎡で、平成●年、及び●●年に相続で取得した土地です。一体利用地を含めると、●●●㎡です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●から北東へ約●●●m付近に位置しています。

立地の基準としましては、●●●●●●から●●●m以内にある農地として、第3種農地と判断いたしました。

また本申請地は農業振興地域の農用地でしたが、令和●年●月●●日付で除外の決定を受けています。

転用目的は、自己用住宅用地の拡張、及び車庫・物置用地で、追認案件です。

申請事由ですが、申請人は現在隣接する土地に居住しています。

令和●年●月に、申請人の息子が隣接土地に家を建てるため、農振除外をした際に今回の申請地を調べたところ、地目が畑となっている事が判明いたしました。

申請地には平成●●年より車庫を、また、令和●年より野菜や農作業機具を保管するための物置を建築し許可を得ず使用しておりました。

隣接する自宅と共に今後も一体利用したいことから、始末書添付の上、申請されました。

新たな資金は発生しません。

現況を確認しましたところ、住宅用地、車庫および物置として利用されていました。

説明は以上です。

**議長（横田 友会長）** 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員の意見を伺います。

**13番 新井 一雄委員** 13番 新井です。

まず番号1について説明します。

申請地は●●●●●の●●●●●●●●●の道向かいで、「●●●●」という飲食店をやっているとして、昭和●●年から営業しており、すでに●●年も経過している案件となります。

追認ということでやむを得ないと考えます。

次に番号2ですが、こちらも事務局説明のとおりで、平成●●年から使用しており●●年が経過しておりまして、追認案件でもあり、やむを得ないと考えます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

**議長（横田 友会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**7番 豊田 恵男委員** 7番 豊田です。

番号1ですが、店の前が国道で拡幅工事をしたと思いますが、今回の申請地は掛からなかったのでしょうか。

**事務局（川上課長）** 私からお答えします。

国道の拡幅事業の時は、この申請地は掛からなかったようでございます。

**議長（横田 友会長）** 他に質疑 または 意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（横田 友会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第16号について 賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

**議長（横田 友会長）** 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第17号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （16件）

**議長（横田 友会長）** 次に、議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

まず番号1から番号15までを審議いたします。



事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局（川上主任）** 私からは番号1から番号3について説明します。

まず、番号1について説明します。議案書の4ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●●● 字 ●●●● 畑 2筆 計●●●. ●●㎡で、昭和●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●から北西側に約●●●m離れた場所に所在する土地で、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用目的は、建築条件付売買予定地です。

申請事由について説明します。

譲受人は不動産業を営んでおり、周囲が閑静な住宅地で、学校や駅にもほど近く、日常生活や防犯上の観点からも住宅地として適しているため、申請地を転用し優良住宅を販売したいとすることで申請されました。

計画としては●区画の宅地造成と住宅の建築を行い、建売販売を行う予定です。

この建築条件付売買予定地については、県の要綱が示されておりますが、その基準に合致するような申請内容になっております。

要綱の主なポイントとしては、売れ残ったときは、農地転用者自ら住宅を建築すること、土地購入者がおおむね3か月以内に建築請負契約を締結しなかった場合は、売買契約が解除できることを契約書で明記することとなっております。

権利の種類は所有権で、隣接地農地の耕作者からは本申請に対する承諾書が添付されています。現地を確認しましたところ、耕作地の状態でした。

次に番号2について説明します。

譲受人、譲渡人、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●● 字 ●● 畑 2筆 合計●, ●●●㎡で、令和●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●から北西に約●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は、建売住宅です。

申請事由ですが、譲受人は不動産業を営んでおり、風光明媚で落ち着いた生活環境が良いところであるため、譲受人が申請地を買い受け、建売住宅の販売したいとして申請されました。

計画では、建売住宅を3棟建築する予定です。

権利の種類は所有権で、資金調達計画は整っています。また、隣接農地の耕作者からは本申請に対する承諾書が添付されています。

現地を確認しましたところ、保全管理の状態となっていました。

次に番号3について説明します。



環境の良い土地で住宅地として適した状況であることから選定し、土地所有者との取引が整い買い受ける運びとなったものです。

現地を確認したところ、保全管理されている農地ですが、車●台分の駐車スペースに砂利を敷き込み使用しているため、始末書が添えられています。

事業計画、資金計画等も整い、隣接農地所有者の承諾も得ており、問題は無いと考えます。以上です。

**事務局（小川主幹）** 番号6番について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●●● 字 ●● 畑 3筆 ●, ●●●m<sup>2</sup>で、平成●●年、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●●●●の東側の道路を挟んだところに所在する土地で、立地の基準につきましても中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、建売住宅でございます。

申請事由につきまして、申請人は、住宅の建築、販売等を業としており、申請地は市道に面した静かな住宅地で、交通の便もよく学校にも近いため、申請地を取得後、宅地造成工事をして、●棟の建売住宅地として販売する計画でございます。

現地は、不耕作地で、全体の半分くらいは物置小屋、戸建て住宅、駐車場として利用されているため始末書が添付されております。

番号7番について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●● 字 ●●● 畑 1筆 ●●●m<sup>2</sup>で、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●の交差点の南西約●●●m離れた場所に所在する土地で、立地の基準につきましても中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅でございます。

申請事由につきまして、申請人は、隣接する住宅に居住しておりますが、隣接する申請地に新たに住宅を建築したいと申請されました。現住居については、息子家族に引き渡すとのことでございます。

先月同じ場所で、息子さん名義の自己用住宅として申請があり審議していただきましたが、状況を確認したところ、母親の名義で申請したほうが望ましいことから、先月の息子さん名義の申請は取下げ、母親の名義で再度申請しなおすことになりました。

現地の一部には、屋根付きの駐車場が設置されており、始末書が添付されております。

番号8から10については、まとめて説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

番号8の申請地は ●● 字 ●● 畑 合計 ●, ●●●m<sup>2</sup>で、平成●●年、平成●●年に相続により取得した土地です。

議案9番の申請地は、●● 字 ●● 畑 計●●●m<sup>2</sup>で、平成●年、平成●●年に相続により取得した土地です。

議案10番の申請地は、●● 字 ●●● 畑 ●●●m<sup>2</sup>で、昭和●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●●●●の北、約●●●●～●●●●m離れた場所に所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、送電用鉄塔立替工事用の工事用地でございまして、先月審議していただいた続きとなります。

立替する鉄塔は昭和●●年に建設された高経年設備であるため、電力安定供給を目的に鉄塔の立替工事を実施する計画がございまして。

そのための工事車両や倉庫、会議室等にするため、申請地を賃借し、一時転用して利用したいと申請されました。

一時転用の期間は●●か月です。隣接耕作者の同意書が添付されております。

現地は、農地として保全管理されており、工事終了後は原状回復を行うとのことです。

以上です。

**事務局（江田事務局長）** 私からは番号11から14について説明します。

まず番号11ですが、本譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●● 字 ●● 畑 2筆 面積合計 ●●●m<sup>2</sup>、譲渡人が令和●年に相続により取得した土地でございまして。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●● ●●●●●●交差点より北に約●●●●mの所となり、令和●年●月に農用地区域から除外されております。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は、倉庫・駐車場用地です。

申請事由ですが、譲受人は医療介護商品、各種包装資材等の販売を行っている会社で、事業拡大に伴い倉庫を新たに建築したいとのことで申請されました。

現在は譲渡人が以前に使用していた自己用住宅●棟と倉庫●棟が建っておりますが、すべて撤去し、造成を行い、倉庫1棟を建築し、他の部分にて商品搬出入車両の駐車場として使用するとのことです。

隣接農地の所有者からの承諾書は添付されております。

先日、豊田委員さんと現地確認をしたところ、耕作されておらず、ほとんど管理されていない状態でした。

続いて番号12について説明します。

本譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●● 字 ●●● 畑 1筆 ●, ●●●●m<sup>2</sup>、譲渡人が平成●●年に相続により取得した土地でございまして。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●● ●●●●●●交差点より南東に約●●●mの所となり、令和●年●月に農用地区域から除外されております。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は、資材置場です。

申請事由ですが、申請人は、建築工事の設計、施工、不動産の売買等を業としており、現在使用している資材置場が手狭となり資材や重機等の車両を置く場所が必要とのことで申請されました。

土木工具資材、砕石、軽トラック●台、2 tトラック●台、重機を●台を置く計画となっております。

隣にはすでに同工務店の作業倉庫が建設され、申請地と比較して●m近く盛り土されておりますが、申請地には盛り土は行わず、整地、砂利敷を行う程度と聞いております。

隣接農地の所有者からの承諾書は添付されております。

先日、豊田委員さんと現地確認をしたところ、耕作されておらず、ほとんど管理されていない状態でした。

続いて番号13と14については関連がありますので併せて説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

番号13の申請地は、●●字 ●●畑 3筆 合計●●●㎡、譲渡人が平成●●年に相続により取得した土地でございます。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●の●●●より西に約●●●mの所となり、令和●年●月に農用地区域から除外されております。

立地の基準につきましては、土地改良区内に存在する農地として、第1種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅用地です。

申請事由ですが、申請人は、現在家族とともに市内のアパートに居住しておりますが、手狭となってきたことから、父親所有の申請地に自己用住宅を建築したいとのことで申請されました。

また番号14は、●●字 ●●畑 2筆 合計●●●㎡で、こちらも平成●●年に相続により取得した土地でございます。番号13の北西に隣接している2筆となります。

自己用住宅の排水管を埋設するための一時転用で、排水管理設後は農地に戻す計画となっております。

本申請地並びにその周辺農地については、農地中間管理事業で農事組合法人尾田蒔宮農が借り受け耕作しておりましたが、先ほど諸報告2「通知書の受理について」の番号7および12にてご報告した、耕作者都合により合意解約がされまして、所有者に返還となった土地でございます。

返還となった他の農地は所有者が管理していくとのことです。

所有者以外に隣接する農地はございません。

先日、豊田委員さんと現地確認をしたところ、保全管理の状態でした。

私からの説明は以上です。

**事務局（新井主査）** 続きまして、番号15について、説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●●●● 字 ●● 田 1筆 ●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●●●●●の北東側から約●●mに位置しており、立地の基準につきましても、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅です。

申請事由ですが、譲受人は現在、家族とともに●●●のアパートにて生活しておりますが、将来、●●に居住する両親の面倒をみるため、自己用住宅の新築を考えておりました。

今回、譲渡人、親族である妻の従妹の土地を贈与する契約ができたので、申請地に住宅を建築し居住したく、今回の申請となりました。

なお、申請地は、秩父市農業振興地域整備計画において、農用地区域内の農地とされておりましたが、令和●年●月●●日付で農用地から除外されています。

資金調達計画は整っています。

なお、隣接は水路、市道など公有地で、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認したところ、保全管理の状態でした。

説明は以上です。

**議長（横田 友会長）** 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員の意見を伺います。

**3番 青野 孝司委員** 3番 青野です。番号1と2について意見を申し上げます。

いずれも概要については、事務局の説明のとおりです。

まず番号1ですが、申請者は当該農地に●区画の宅地造成を施し建売販売をしていきたい、とのことです。

現地を確認したところ、当該農地は耕作の状況にありました。

しかしながら、譲渡人は県外に居住しており、耕作を継続していくことは困難であると思えること、また、宅地化が進んでいる地域でもあること、などを勘案いたしますとやむを得ないと感じました。

次に番号2ですが、申請者は当該農地に建売住宅●棟を建設し、販売していきたい、とのことです。

現地を確認したところ、当該農地は保全管理の状況にありました。

私といたしましては、当該農地が不整形な計上にあること、また、宅地化が進んでいる地域でもあることなどからやむを得ないと感じました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**8番 黒沢 昌治委員** 8番 黒沢です。番号3についてお話しします。

譲受人は現在アパート住まいとのことで、この度、譲受人の娘夫婦が居住する宅地の隣に住宅を建てたいとのことです。

令和●年●月に農振除外が完了していて、また、隣接農地の耕作者からの承諾書も添付されております。

周辺は住宅が点在していますが、農地もあります。

現地を確認したところ保全管理状態でした。

ご審議よろしくお願いいたします。

**1番 新井 範委員** 1番 新井です。番号4、5について意見を申し上げます。

概要は事務局説明のとおりです。

まず番号4ですが、自己用住宅用地とのことで、現地を見たところ、隣の畑は耕作されており、申請地の半分は少し高くなっていて、残りの半分が低くなっていたので、それを均せばキレイな宅地になるのではと思いました。

番号5につきましては、耕作放棄地だったところを、昨年取得した方が重機を入れてキレイにされました。

今回●●●●●が取得して、2区画の宅地分譲との計画でのことです。

40cmほど低い土地ですが、盛り土、整地をするとのことで、特に問題はないと考えます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

**3番 青野 孝司委員** 3番 青野です。番号6について説明します。

概要は事務局からの説明のとおりです。

申請者は当該農地に建売住宅●棟を建設し、販売していきたいとのことです。

現地を確認したところ、当該農地の大半が、既に近隣事業所の従業員駐車場として使用され、また、一角には住宅も建てられておりました。

しかしながら、当該農地は相続により、●名の共有となっており、共有者すべてが県外に居住しておることから、今後も耕作は困難であると思えます。

譲渡人からは、始末書が提出されており、また、宅地化が進んでいる地域でもあることなどから、やむを得ないのではと感じました。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

**12番 井原 愛子委員** 12番 井原です。番号7について説明いたします。

概要については事務局説明のとおりです。

この案件は、先月別の方の名前で申請されましたが、その時の現地確認でも一部が駐車スペースとなっていて、今回それについての始末書が添付されておりました。

特に問題はないかなと思います。

ご審議よろしくお願いいたします。

**9番 新田 恭一委員** 9番 新田です。番号8から10について意見を申し上げます。

概要は先ほどの事務局説明のとおりで、送電用鉄塔の立替えのための工事用地とのことで、先月の総会で3つの案件がありましたが、今回はその北側のところとなります。

今回も問題ないと考えます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

**7番 豊田 恵男委員** 7番 豊田です。番号11から14について説明します。

まず、番号11ですが、北側部分に倉庫を建てて、南側を物資搬出入用の駐車場として使用するとのことですが、実は、県道と申請地の間に段差がありまして、その段差をどうするかを確認してから申請していただくのがよろしいかと思ひます。

次に番号12です。事務局長の説明のとおりですが、現地を確認したところ、申請地の西側には盛り土をしてすでに作業倉庫が建ってしまひ、申請地との段差にコンパネと単管パイプで土留めがされておりました。

調査のときにちょうど隣接農地の耕作者と会ひまして、特に問題ないと話してしまひました。

番号13ですが、申請地周辺は尾田蒔営農が管理していたところなんですが、今回地権者に返すこととなり、息子さんが家を建てるとのことです。

農振除外の審査も通っているとのことですので、問題ないと思ひます。

番号14についても、番号13の建築に伴ひ、排水管を埋設するための一時転用とのことですので、なんの問題もないと思ひます。

**10番 芦田 希美委員** 10番 芦田です。番号15について意見を申し上げます。

概要については事務局説明のとおりです。

申請地は保全管理状態でした。

譲渡人が会社員とのこと、今後も耕作することが困難であると感じました。

転用目的もお聞きして、やむを得ないのではと思ひました。

ご審議よろしくお願ひいたします。

**事務局（江田事務局長）** 番号11についてですが、豊田委員のご指摘のとおり、申請地と県道には段差があります。

現地調査のときに豊田委員が整地をどうするのかと心配されておりましたので、後日代理人に確認いたしました。

結果としては、県道とレベルを合わせる形で埋め土を行い整地するとの回答を得ております。

県道の奥側は土留めの対応はせず、法面を設けるとのことでした。

資金計画に整地の費用が計上されておりました。

市の埋土条例に関しては、面積が500㎡未満ですので、対象外となります。

追加の説明は以上となります。

**議長（横田 友会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺ひます。

質疑 または 意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（横田 友会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

それでは議案第17号番号1から15について、賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

**議長（横田 友会長）** 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。



次に議案第17号番号16について審議いたします。

本案については、1番 新井 範 委員が譲渡人となっており、議事参与の案件となりますので、新井委員におかれましては退席をお願いいたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局（高野主事補）** 私からは番号16について説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●●●● 字 ●● 畑 3筆 計●, ●●●●㎡で、令和●年に農地法第3条の許可を受けた後に売買により取得した土地、及び昭和●●年に相続で取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から北西に約●●m付近に位置しています。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は農地改良です。

申請事由について説明します。

譲渡人は申請地に●●●のハウスを作り営農規模を拡大したいとして、令和●年に農地法3条の許可を得て取得しました。

今回の申請ではハウスを作るために農地改良を行いたいとして申請されました。

本申請は、面積が1,000㎡以上、工事期間が1か月以上の農地改良であるため一時転用の扱いとなります。

手続き上、農地改良を目的とした農地転用は、農地改良の工事を行う施工業者が譲受人となり、土地所有者が譲渡人になります。

許可後は譲受人が工事期間中に申請地を借りて工事を行い、工事完了後に譲渡人へ返却され耕作を行う流れとなっています。

工事計画としては、申請地及び周辺土地は隣接道路よりも低くなっていることから、県が定める農地改良等の取り扱いに関する要綱に則り、雨水の流入を防ぐために隣接地との境界に擁壁を設け、また隣接道路に向け勾配を付ける予定です。

農地改良後は、譲渡人のうち1名が中間管理事業を通じて、もう1名から農地を借り受けて一体利用し、●●●を栽培する予定です。

権利の種類は使用貸借権で、資金調達計画は整っています。

また、隣接農地所有者からは承諾書が添付されています。

秩父市土砂等の堆積の規制に関する条例につきましても、秩父市生活衛生課へ書類が提出され受理されています。

現地を確認したところ、保全管理されている状態でした。

説明は以上です。

**議長（横田 友会長）** 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員の意見を伺います。

**13番 新井 一雄委員** 13番 新井です。番号16について意見を申し上げます。

概要は事務局説明のとおりでして、先日事務局職員とともに現地を確認いたしました。

秩父市●●の●●●●から●, ●●●m<sup>3</sup>の土を搬入し農地改良するとのことです。  
2か月間の一時的な使用貸借権を設定するとのことで、改良後は●●●栽培をするそう  
ので、特に問題はないと考えます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

**議長（横田 友会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質疑 または 意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（横田 友会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第17号番号16について 賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

**議長（横田 友会長）** 賛成多数であります。よって、本案はそのように決しました。

暫時、休憩いたします。

再開は午後3時50分といたします。

・・・休憩・・・

議案第18号上程 農用地利用促進計画の意見について （4件）

**議長（横田 友会長）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第18号「農用地利用促進計画の意見について」を議題といたします。

はじめに番号1について審議いたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局（川上主任）** 私からは番号1について説明をいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、秩父市が農用地  
利用促進計画を定めるにあたり、令和●年●月●●日付けで秩父市長からの依頼により、当委  
員会の意見を求められているものです。

計画の内容を申し上げます。

このたびの促進計画に掲げられております農地は、先の諸報告にてご報告した、耕作者変更  
のための合意解約ののち、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼  
玉県農林公社が利用権の設定を受け、申出がありました担い手に配分する計画です。

借受人は、●●●●の一般社団法人●●●●●●●●で、貸付地は秩父市●● 字 ●●● 畑  
1筆、字 ●● 畑 2筆で合計面積は●, ●●●m<sup>2</sup>です。

権利の種類は賃借権で期間は令和●年●月●日より●年●か月、賃料は10aあたり  
●, ●●●円となっております。

配分を受けた後は、●●の栽培を行う計画です。

先日黒沢委員、齊藤推進委員と現地を確認しましたが、耕作準備の状態でありました。

なお、本計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。以上です。

**議長（横田 友会長）** 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**8番 黒沢 昌治委員** 8番 黒沢です。番号1について意見を申し上げます。

概要は事務局説明のとおりです。

先日事務局と齊藤推進委員とで現地を確認しました。

きれいに耕うんされており、すぐにでも作付けできる状態でした。

昨年まで●●営農が借り受け耕作をしておりましたが、話がありまして●●●●の一般社団法人●●●●●●●●、代表者が●●さんという方ですが、5反部の田に●●を作りたいとのことで、畑のほうがいいのではと話を返したところ、それでは畑を借りたいとのことで、特に問題ないと思います。

ご審議のほどよろしく願います。

**4区 齊藤 稔推進委員** 4区推進委員の齊藤です。

現地はきれいに保全されておりました。耕作するには特に問題ないかと思えます。

ご審議よろしく願います。

**議長（横田 友会長）** ありがとうございます。以上が担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。

質疑、または意見はありませんか。

**3区 小久保 健司推進委員** 3区の小久保です。

一反部●，●●●円とのことですが、大田地域はどこでもそうなのですか。

**7番 豊田 恵男委員** 7番豊田です。

尾田蒔営農でいいますと、田村地域から上蒔田、中蒔田、戸井ノ口が畑●，●●●円、田●，●●●円となっています。

また、上物、パイプハウスなどを建てると●，●●●円とか●，●●●円になったと思います。

**8番 黒沢 昌治委員** 8番黒沢です。

大田の場合は、畑が●，●●●円、田が●，●●●円だったと思います。

**3区 小久保 健司推進委員** はい、分かりました。ありがとうございます。

**議長（横田 友会長）** 他に質疑 または 意見はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（横田 友会長）** 質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第18号 番号1について、「農用地利用促進計画に対する意見はない」旨を市長に答申することに 賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

**議長（横田 友会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

次に、議案第18号「農用地利用促進計画の意見について」の番号2、3、4について審議いたします。

本案については、借請人でありますの農事組合法人 尾田蒔営農の役員を7番 豊田恵男 委員が務めており、議事参与の案件となりますので、豊田委員におかれましては退席をお願いいたします。

それでは、事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局（江田事務局長）** 私からは番号2、3、4について説明をいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用促進計画を定めるにあたり、令和●年●月●●日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。

計画の内容を申し上げます。

このたびの促進計画に掲げられております農地は、さきほど諸報告2通知書の受理についての番号6及び番号8にてご報告した、耕作者変更のための合意解約ののち、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、申し出がありました担い手に配分する計画です。

まず番号2の借受人は、農事組合法人 ●●●●●で、配分を受けた後は、●及び●●の栽培を行う計画です。

賃借期間については、令和●年●月●日より●年、賃料は10aあたり●, ●●●円です。

また、番号3の借受人も農事組合法人 ●●●●●で、配分を受けた後は、●及び●●の栽培を行う計画です。

賃借期間は令和●年●月●日より●年間で、権利の種類は使用貸借権です。

地権者の意向で使用貸借となっているとのことをございます。

また番号4の借受人も、農事組合法人 ●●●●●で、配分を受けた後は、●及び●●の栽培を行う計画です。

賃借期間については、令和●年●月●日より●年●か月、賃料は10aあたり●, ●●●円です。

先日、長谷川委員、栗原推進委員と現地を確認しましたが、耕作準備の状態でありました。

なお、それぞれの計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。

以上です。

**議長（横田 友会長）** 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**5番 長谷川 玲委員** 5番 長谷川です。番号2、3、4について意見を申し上げます。

事務局長、栗原推進委員とで現地を確認しました。

概要は事務局長の説明のとおりで、必要な手続きはされており、現地もきれいに整備されておりましたので、特に問題ないと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

2区 栗原 恒明推進委員 2区推進委員の栗原です。

事務局長、長谷川委員の説明のとおりです。

保安全管理がきちんとされており、特に問題ないと思います。

ご審議お願いいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。

質疑、または意見はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第18号 番号2、3、4について、「農用地利用促進計画に対する意見はない」旨を市長に答申することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 賛成多数であります。よって、本案は、そのように決しました。

豊田委員におかれましては、席にお戻りください。

議案第19号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの

判断について （2件）

議長（横田 友会長） 次に、議案第19号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（小川主幹） 番号1について説明をいたします。

申請地は ●● 字 ●● 畑 3筆 計●●●m<sup>2</sup> ●●●●●●●●●●の西側●●●mに位置する土地でございます。

この土地が農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。

土地の共有者の一人から非農地判断について申し出があり、●月●●日に新田委員さん、小久保推進委員さんと現地を確認しました。

田口推進委員さんは後日、現地をご確認いただきました。

平成●●年●月●●日付け農林水産省経営局長通知「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準等について」によると、以下のいずれかに該当する場合、「農地」に該当しないものとする、とされています。

①土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること。

②周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるとき。

この2点により現地調査を行いました。

現地の状況ですが、周囲は近くに定峰川が流れており高低差のある地形でございまして、①

●●●番地は、篠が生い茂っており、公道に接していない土地でございます。

②●●●番地については、かなり傾斜のある土地で大きな雑木が3～4本見受けられました。

③●●●番地についても、篠が生い茂っております。

②と③の土地は、公図では赤道に接しているものの、現地は雑草をかき分けて、やっと人が通れるくらいの道でございます。

ご審議をよろしく申し上げます。

**事務局（新井主査）** 続きまして、番号2について説明します。

案内図をご覧ください。

●●●●●●●●●●●●●●●●交差点 から 南西●●●mに位置する土地でございます。

申請地は ●●● 字 ●●●●● 田 6筆 ●, ●●●㎡ この土地が、農地法 第2条 第1項に定義する農地に該当するか否かについて、判断をお願いするものです。

所有者から非農地判断について 申し出があり、●月●●日に芦田委員、新井推進委員、岡田推進委員と現地を確認しました。

平成20年4月15日付け農林水産省経営局長通知「耕作放棄地に係る農地法 第2条 第1項の農地に該当するか否かの判断基準等について」によると、

以下のいずれかに該当する場合、「農地」に該当しないものとする、とされています。

①土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること。

②周囲の状況からみて、その土地を農地として 復元しても継続して利用することができないと見込まれるとき。

この2点により現地調査を行いました。

非農地の判断基準等についての考え方は、番号1と同様です。

申請者は会社員で、営農していた申請者の父が、●●年前に他界したことにより、田が山林化したため、申請されたものです。

なお、状況としては、航空写真図の 南側の縦に細長い地形の●●●●番地(●●●㎡)は一段低い位置にあり、東側の●●●●番地(●●●㎡)、●●●●番地(●●●㎡)の2筆は、いつ頃かは不明ですが、市道より●m程度高く、雑木もあまり大きくなく、森林とはいえないため、この3筆(●●●㎡)にあっては、昨年度の農地確認調査 同様、黄色判定と考えます。

中心部の3筆 ●●●●番地(●●●㎡)、●●●●番地(●●●㎡)、●●●●番地(●●●㎡)は、雑木の林となっており、昨年度の農地確認調査でも、赤判定となっております。

以上のことから、中心部の3筆 ●●●㎡ については、森林化されていることや周囲の状況から、復元しても営農は困難であると判断いたしました。

議長、休憩をお願いいたします。

**議長（横田 友会長）** 暫時休憩いたします。

・・・休憩・・・

**議長（横田 友会長）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**9番 新田 恭一委員** 9番 新田です。番号1について意見を申し上げます。

●月●●日に小川主幹と小久保推進委員と、●●日に田口推進委員と現地を確認しました。先ほど事務局からの説明のとおり、3筆それぞれが傾斜地の畑となっており、軽自動車で行きましたが、申請地までたどりつけず、途中歩きで行く状況でした。

いずれにしても、重機を入れられるようなところであれば農地に戻すことも可能かと思いますが、大木があり、また篠が覆い茂っているという状況で、傾斜地でもありそれを崩して平らにしないと畑にならないのではという気がしております。

非農地、やむを得ないのではと考えます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

### 3区 小久保 健司推進委員 3区の小久保です。

新田委員の説明のとおりで、申請地は私が農地パトロールしたとき、赤道があっても実際は中に入れない状態でした。

農地パトロール時は、草やツルが伸びてもっとひどい状態でしたので、赤判定をしていました。

そのような状況でしたので、ご審議よろしくお願ひします。

### 3区 田口 徳行推進委員 3区の田口です。

先ほど事務局からの説明もありましたが、現状は篠が生えがけ地です、すぐ前に人家はあるのですが、そこから入っていけないような状態でした。

また、昔はよく耕作していたようなところですが、今は手の付けようがない状態で、雑木はありますし、石垣も崩れていましたので、農地に戻すことは大変困難であると感じます。

やむを得ないと考えます。

ご審議よろしくお願ひします。

### 10番 芦田 希美委員 10番 芦田です。番号2について意見を申し上げます。

概要については事務局説明のとおりです。

昨年の農地パトロールで赤判定をしたところについては、足元が全く分からない状態です、雑木も生えており農地に戻して管理することは困難であると感じました。

その他黄色判定したところは、確かに荒れてはいますが、管理できないほどではないのとの印象を受けましたので、何とか農地として管理いただきたいと思いました。

今回現地調査をしていて、こういうときにタブレットがあるととても便利だなと感じました。ご一考いただくと助かります。

ご審議よろしくお願ひいたします。

### 5区 新井 明弘推進委員 5区推進委員の新井です。

現地を確認し、黄色判定のところは、以前は田だったところに盛り土してあり、その後放置されているような状況です。

市道に面していることもありますので、うーん、何とか農地として戻せるのではないとも思います。

その他赤判定されてところについては、傾斜地でもあり、進入路もありませんので、どうにもならないような状況です。やむを得ないのではと思います。

ご審議よろしくお願ひします。

**5区 岡田 英幸推進委員** 5区の岡田です。

先日現地を確認いたしました。

黄色判定のところについては、農地として何とかなるのではと思います。

その他については山林化していますので、やむを得ないと思います。

皆さま、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**議長（横田 友会長）** ありがとうございます。以上が担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。

質疑、または意見はありませんか。

**5区 新舟 文男推進委員** 5区推進委員の新舟です。

番号2については先ほどから、農地に戻せるところと山林化してやむを得ないとの話が出てい他と思いますが、これを分けて考えたほうがいいのか、一つの案件として考えたほうがいいのか、そのあたりを伺いたいと思います。

**事務局（江田事務局長）** 私からお答えいたします。

ご質問いただいたように、どう採決したらよいかということを経済局としても考えておきまして、6筆農地のうち判断が異なる筆が3筆ずつあるようですので、3筆ずつ分けて採決をしたらどうかというふうに考えております。以上です。

**3番 青野 孝司委員** 3番 青野です。

議案を勝手に分割していいものなのでしょうか。

番号2については、6筆で一つの議案として上程されているものと思われるので、分割することは考えられないと思うのですが。

**事務局（江田事務局長）** 議長、休憩をお願いします。

**議長（横田 友会長）** 暫時、休憩いたします。

・・・休憩・・・

**議長（横田 友会長）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**事務局（江田事務局長）** お時間をいただきありがとうございました。

先ほど青野委員からのご指摘いただいた件を確認しましたところ、委員のお話のとおり、議案を分割することはできないようでございますので、番号2につきましては、6筆を一括で採決いただきたいと思います。

大変失礼いたしました。どうぞよろしくお願ひいたします。

**議長（横田 友会長）** 他に質疑、または意見はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（横田 友会長）** 質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

ご意見がいろいろと出ましたので、番号1と2を分けて採決したいと思います。

まず、議案第19号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」番号1について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものと、判断することに賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）



**議長（横田 友会長）** 全員が賛成であります。よって、番号1については「農地に該当しない」と判断することに決しました。

次に番号2について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものと、判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

**議長（横田 友会長）** 挙手がありませんので全員が反対であります。よって、番号2については「農地に該当する」と判断することに決しました。

日程第8 閉議・閉会

**議長（横田 友会長）** 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これをもちまして秩父市農業委員会 令和6年第4回定例総会を閉会いたします。